

市貝町子ども・子育て会議 次第

日時：令和８年８月２８日（金）

午後２時から

場所：市貝町役場 多目的ホール

１ 開 会

２ あいさつ

３ 協議事項

（１）市貝町内保育施設の今後のあり方検討について

（２）放課後児童健全育成事業の利用料について

（３）町長への答申（案）について

４ その他

５ 閉会

メモ

市貝町子ども・子育て会議委員名簿

(任期) 令和8年4月1日～令和10年3月31日

番号	団 体 等	役 職 等	氏 名	備考
1	NPO 法人 日本地域福祉研究所	理事	小 花 唯 男	会長
2	市貝町教育委員会	教育長	関 澤 幸 夫	副会長
3	市貝町議会	文教経済常任委員長	高 徳 義 男	
4	市貝町民生委員児童委員協議会	会長	高 田 要	
5	市貝町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	横 山 典 子	
6	学校代表	市貝町校長会長	高 津 健 司	
7	保育等施設代表	市埴認定こども園長	桧 山 裕 子	
8	保育等施設代表	すぎやまてらす保育園長	柳 田 サキ子	
9	保育等施設代表	学校法人市貝学園 理事長	佐 藤 広 志	
10	保育所等保護者代表	市埴認定こども園保護者代表	山 口 幸 佑	
11	放課後児童健全育成事業者代表	市貝町社会福祉協議会 事務局長	永 山 良 一	
12	放課後児童健全育成事業 保護者代表	赤羽学童クラブ保護者代表	中 井 誠 司	
13	子育て支援団体代表	NPO 法人いちかい子育てネット 羽ばたき 理事長	永 島 朋 子	

【事務局】

番号	団 体 等	役 職 等	氏 名	備考
1	市貝町	こども未来課長	久 保 孝 幸	
2	市貝町	こども未来課 こども育成係長	片 岡 和 也	
3	市貝町	こども未来課こども育成係	石 谷 翔 子	
4	市貝町	こども未来課こども育成係	森 麻 美	

第2回 市貝町子ども・子育て会議資料

第1章 会議の目的及び本日の協議事項

1 会議開催の趣旨

本町では、少子化の進行や保育ニーズの変化、保育人材の確保、施設の維持管理費の増加など、保育を取り巻く環境が大きく変化しており、「子どもの最善の利益を最優先とした持続可能な子育て支援体制の構築」を実現するためには、将来を見据えた保育施設のあり方を検討する必要があります。

第1回子ども・子育て会議では、町立認定こども園の現状や課題、保育需要の見通し等について説明し、委員の皆様から様々なご意見をいただきました。

その後、保護者を対象としたアンケート調査を実施し、公立認定こども園に期待する役割や、今後の保育施設のあり方に関するご意見を把握しました。

第2回会議では、これらの調査結果や保育需要の見通しを踏まえ、町立認定こども園の将来的なあり方及び放課後児童クラブ利用料の見直しについてご協議いただくものです。

2 第2回会議でご協議いただきたい事項

本日の会議では、次の事項について協議をお願いします。

(1) 保育施設のあり方について

保護者アンケート結果及び町の人口動向、保育需要の推移等を踏まえ、町立認定こども園の将来的な運営の方向性について協議します。

事務局としては、

- 令和9年度以降、入園児童の年齢を制限すること
- 在園児については卒園まで保育を継続すること
- 保育需要を見ながら段階的に施設の役割を見直すこと

を基本的な方向性として提案します。

なお、公立認定こども園が担ってきた医療的ケア児への対応や配慮を要する児童への支援、地域子育て支援等の機能については、今後も必要な機能が維持されるよう検討を進めます。

(2) 放課後児童クラブ利用料について

放課後児童クラブについては、運営経費の増加や近隣自治体の利用料水準を踏まえ、利用者負担のあり方について検討します。

利用者負担の見直しに当たっては、

- 近隣自治体との均衡
- 保護者負担への配慮
- 持続可能な事業運営

を基本的な考え方として協議をお願いします。

3 町内保育施設のあり方に関する保護者アンケート結果の概要

保護者アンケートでは、公立認定こども園の今後のあり方について様々な意見が寄せられました。

主な傾向としては、

- 「現状維持」を希望する回答が最も多い一方で、一定数の保護者が規模縮小や運営方法の見直しを容認していること
- 公立施設に期待される役割として、医療的ケア児への対応、障害児保育、子育て支援など、公立ならではの機能を求める意見が多いこと
- 「公立施設そのものの存続」よりも、「必要な保育サービスや支援機能の継続」を重視する意見が見られること

が確認されました。

これらの結果を踏まえ、施設の存廃のみを議論するのではなく、公立施設が果たすべき役割をどのように維持・継承していくかという視点で検討を進めることが重要です。

4 本日の検討の視点

委員の皆様には、次の視点からご意見をいただきたいと考えています。

1. 子どもの最善の利益が確保される保育体制となっているか。

2. 保護者が安心して利用できる環境が維持されるか。
3. 医療的ケア児や配慮を要する児童への支援体制が確保されるか。
4. 将来にわたり持続可能な保育提供体制となるか。
5. 保護者・地域住民への丁寧な説明と理解が図られるか。

5 今後のスケジュール(予定)

時期	内容
第2回会議	アンケート結果及び事務局案の協議、答申(案)検討
第3回会議	必要に応じて開催
答申後	町長への答申・(方針決定後)入園児童制限の設定
令和9年度	保護者説明・個別相談等
令和9年度以降	段階的な役割見直しの実施

6 第2回会議でご協議いただきたい事項

委員の皆様には、次の事項についてご意見をお願いします。

1. 保育施設の将来的なあり方について
2. 公立認定こども園が担うべき役割について
3. 保護者・地域への説明方法について
4. 放課後児童クラブ利用料の見直しの考え方について
5. 町長への答申内容について

第2章 保育施設のあり方に関するアンケート結果と現状分析

1 アンケート調査の概要

町では、保育施設の将来的なあり方を検討するに当たり、保育施設を利用する保護者の意向やニーズを把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

本調査は、町立認定こども園の今後の運営方針を検討するための基礎資料として位置付けるものであり、施設利用の実態や、公立施設に期待する役割、将来的な保育サービスに対する考え方などについて回答をいただきました。

調査概要

項目	内容
調査対象	保育施設利用世帯
調査方法	アンケート調査
回答数	83 件（有効回答）
調査内容	公立認定こども園のあり方、公立施設に期待する役割、保育サービスへの要望など

2 アンケート結果の概要

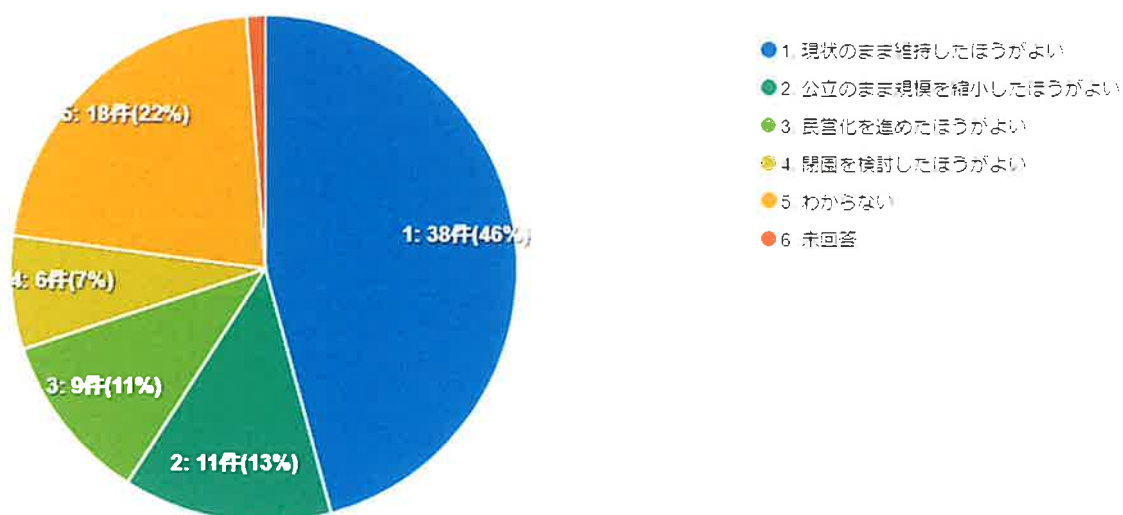
アンケート結果では、公立認定こども園の将来的なあり方について様々な意見が寄せられました。

「現状維持」を希望する回答が最も多い一方で、規模縮小や運営方法の見直しを容認する回答も一定数見られました。また、今後のあり方について「わからない」とする回答も少なくなく、将来の保育需要や町の方針について丁寧な説明を求める声がかがえます。

※各項目の詳細な内容は別冊調査結果をご参照ください

※「公立認定こども園の今後のあり方」の集計グラフ（抜粋）

問9 公立認定こども園のあり方について、どのように考えますか



3 公立認定こども園に期待される役割

アンケートでは、公立認定こども園に期待する役割についても調査を行いました。

自由記述を含めた回答を整理すると、保護者が期待しているのは、施設そのものの存続だけではなく、公立施設が担ってきた専門的・公益的な役割であることが分かります。

特に多く挙げられた内容は、次のとおりです。

- 医療的ケア児や障害のある子どもへの支援
- 配慮を必要とする児童へのきめ細かな保育
- 保育士の育成・研修機能
- 地域子育て支援の拠点としての役割
- 災害時などにおける公共施設としての機能

一方で、「公立施設でなければならない」という意見よりも、「必要な機能が維持されるのであれば、運営方法には柔軟な考え方ができる」と受け取れる回答も見られました。

4 アンケート結果から見える課題

アンケート結果を総合的に整理すると、次のような課題が明らかとなりました。

(1) 保育サービスの継続への不安

保護者が最も重視しているのは、施設の名称や運営主体ではなく、「子どもが安心して継続的に保育を受けられること」です。

そのため、施設の見直しを検討する場合には、在園児への配慮や転園支援、保護者への丁寧な説明が不可欠です。

(2) 公立施設が担う役割の整理

医療的ケア児への対応や地域子育て支援など、公立施設が担ってきた役割については、今後も継続を求める意見が多く見られました。

施設の運営形態を見直す場合であっても、これらの機能をどのように維持・継承していくかが重要な課題となります。

(3) 保護者との情報共有

今後の方向性について「判断できない」と回答した保護者も一定数ありました。

これは、情報不足や将来像が十分に共有されていないことが要因の一つと考えられます。

今後は、説明会や広報を通じて、検討状況や今後のスケジュールを分かりやすく伝えていく必要があります。

5 事務局としての考察

アンケート結果からは、「公立施設を維持すること」そのものが唯一の目的ではなく、「必要な保育サービスや支援機能が将来にわたり維持されること」が保護者の大きな関心であることがうかがえました。

一方で、本町では少子化の進行や保育需要の変化により、将来的な施設運営の見直しは避けて通れない状況にあります。

そのため、町としては、保護者の不安に十分配慮しながら、公立認定こども園が担ってきた公益的な役割を維持・継承しつつ、持続可能な保育提供体制を構築していく必要があります。

第3章 市貝町の保育を取り巻く現状と課題

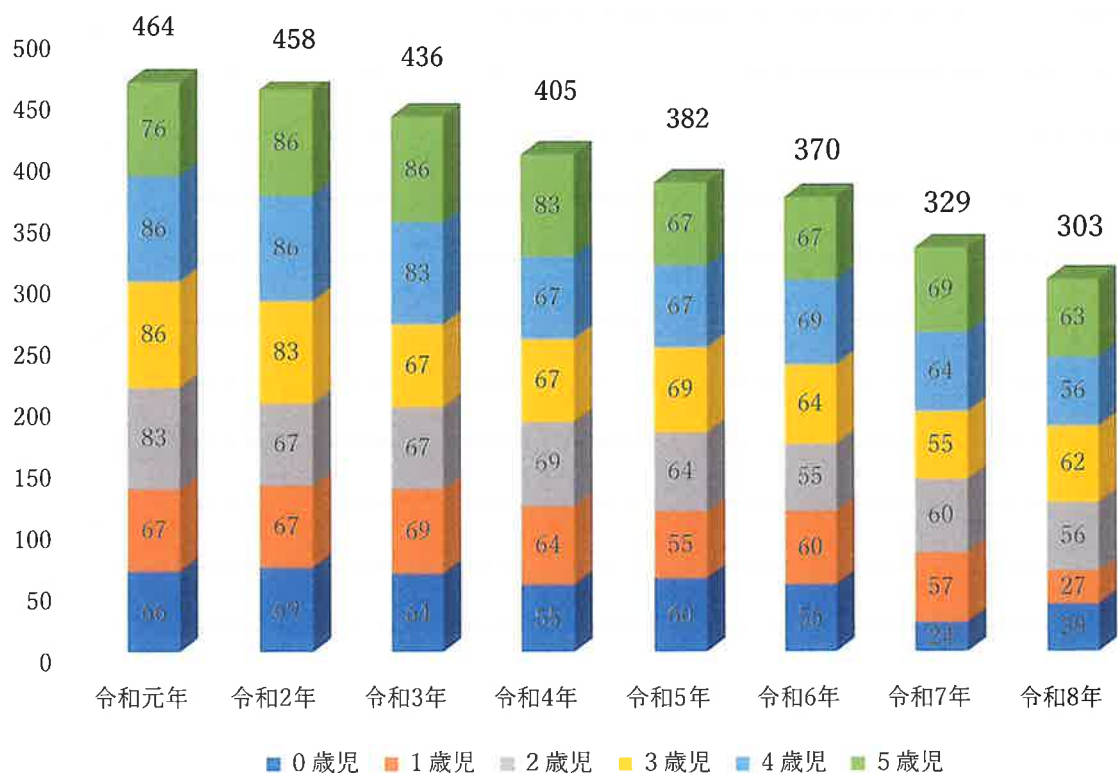
Ⅰ 少子化と人口減少の進行

全国的な少子化の進行に加え、本町においても出生数の減少や人口減少が続いています。今後も年少人口の減少が見込まれることから、保育施設の利用児童数も中長期的には減少することが予測されます。

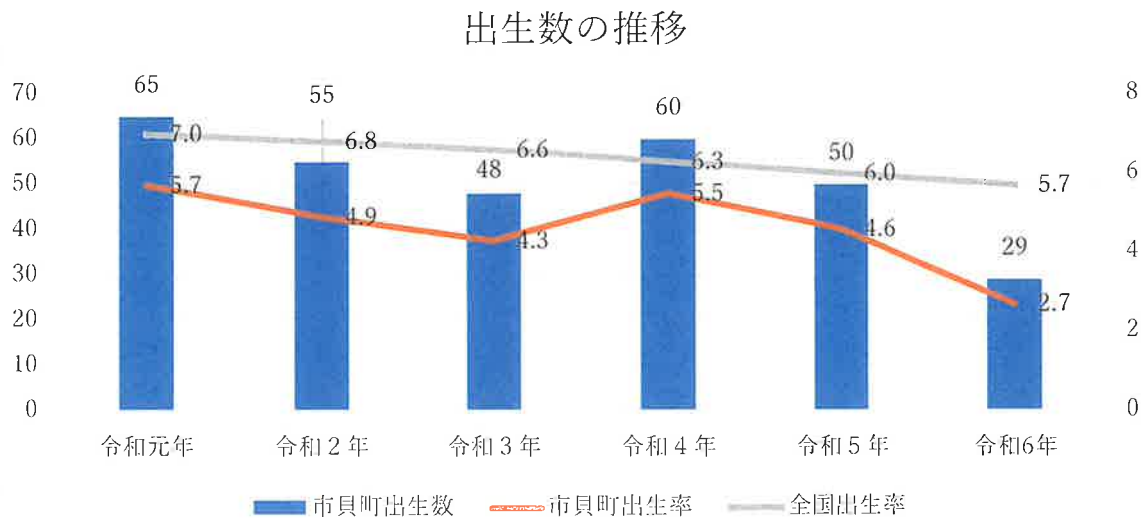
保育施設は、将来の保育需要を見据えた適正な規模で運営していくことが求められており、現状の体制を維持することが将来的に最適とは限りません。

- ・ 年少人口（0～5 歳）の推移【資料：栃木県毎月人口調査】

就学前児童数の推移（各年4月1日基準）



・ 出生数の推移【資料:栃木県保健統計年報】



・ 将来人口推計【資料:第3期市貝町子ども・子育て支援事業計画】

第3期市貝町子ども・子育て支援事業計画における人口推計

◇R2国勢調査における人口(市貝町)

総数	実数	比率
0歳	54	15.8%
1歳	67	19.6%
2歳	70	20.5%
3歳	69	20.2%
4歳	81	23.8%
0～4歳	341	100.0%
5歳	66	19.9%
6歳	63	19.0%
7歳	68	20.5%
8歳	60	18.1%
9歳	75	22.6%
5～9歳	332	100.0%
10歳	73	17.1%
11歳	80	18.7%
12歳	87	20.4%
13歳	88	20.6%
14歳	99	23.2%
10～14歳	427	100.0%

◇市貝町人口ビジョンにおける将来人口

市貝町	R7 2025年	R12 2030年
総数	10662	10120
0～4歳	215	100
5～9歳	360	120
10～14歳	429	318

◇子ども・子育て支援事業計画改訂における将来人口推計値

総数	R7	R8	R9	R10	R11	R12
0歳	25	23	21	20	18	16
1歳	25	24	23	22	21	20
2歳	53	47	40	34	27	21
3歳	54	47	40	34	27	20
4歳	58	51	44	37	31	24
0～4歳	215	192	169	146	123	100
5歳	61	54	46	39	31	24
6歳	68	59	50	41	32	23
7歳	77	67	56	46	35	25
8歳	71	61	51	41	32	22
9歳	82	71	60	49	38	27
5～9歳	360	311	263	216	168	120
10歳	92	84	77	69	62	54
11歳	69	67	65	63	61	60
12歳	88	83	79	74	69	65
13歳	76	74	72	70	68	66
14歳	104	98	92	86	80	74
10～14歳	429	407	385	362	340	318

※1 町人口ビジョンにおけるR7及びR12の5歳階級別人口を入力

※2 R2年国勢調査による実績(比率)を乗じてR7及びR12の各歳人口を算定

※3 R7及びR12をもとに、直線回帰式により各年の各歳の人口を算定

2 保育需要の変化

保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加により、保育サービスに対するニーズは多様化しています。

一方で、少子化の影響により保育施設全体の利用児童数は将来的な減少が見込まれており、施設数や定員については、需要に応じた見直しが必要となります。

また、保育施設には通常保育だけでなく、

- 延長保育
- 一時預かり
- 医療的ケア児保育
- 地域子育て支援 など、多様な役割が求められています。

3 町立認定こども園の現状

町立認定こども園は、長年にわたり地域の保育・教育を担い、子育て支援の拠点として重要な役割を果たしてきました。

また、医療的ケア児や支援を必要とする児童への対応など、公立施設としての専門的な役割も担っています。

一方で、

- 園児数の減少
- 施設の老朽化
- 維持管理費の増加 など、将来的な運営に向けた課題も顕在化しています。

4 公立施設が担う役割

アンケート結果では、公立施設に期待される役割として、次のような機能が多く挙げられました。

- 医療的ケア児への対応
- 配慮を必要とする児童への支援
- 地域子育て支援
- 保育士の育成・研修
- 災害時の支援拠点

これらは、公立施設がこれまで培ってきた公益的な役割であり、施設運営の見直しを検討する場合であっても、町として維持・継承していくことが求められます。

5 持続可能な保育提供体制の構築

今後の保育行政においては、

- 子どもの最善の利益
- 保育の質の維持
- 保護者の安心
- 人材確保
- 財政負担
- 地域全体の保育提供体制

を総合的に考慮し、将来にわたり持続可能な保育提供体制を構築することが必要です。

そのためには、現状を維持することだけでなく、社会情勢や保育需要の変化に応じて、施設の役割や運営方法を適切に見直していくことも重要な選択肢となります。

第4章 町立認定こども園の将来的な運営方針の比較検討

1 検討の基本的な考え方

町立認定こども園の将来的な運営方針については、少子化の進行や保育需要の変化、保育士の確保、施設の維持管理費の増加など、保育を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、長期的な視点から検討する必要があります。

また、保護者アンケートでは、公立認定こども園が担ってきた公益的な役割の継続を望む意見が多く見られた一方で、施設の運営方法については多様な考え方が示されました。

このため、本町では次の視点から将来的な運営方針を比較検討しました。

- 子どもの最善の利益が確保されること
- 保育の質を維持できること
- 保護者が安心して利用できること
- 持続可能な保育提供体制であること

将来的な財政負担に配慮できること

2 運営パターンの比較

項目	パターン A 現状維持	パターン B 民間移行	パターン C 段階的な役割見直し
保育サービス	維持できる	民間が主体	維持しながら段階的に見直し
保護者への影響	少ない	比較的大きい	比較的少ない
医療的ケア児等への対応	継続	体制整備が必要	必要な機能を継続
財政負担	継続的に増加する 可能性	軽減が期待される	段階的に適正化
将来の柔軟性	小さい	中程度	高い

3 各パターンの評価

パターン A (現状維持)

現状の保育環境を維持できることから、保護者への影響は比較的小さいと考えられます。

一方で、人口減少や保育需要の変化が続く中では、施設運営や人員配置の効率性、財政負担などの課題が継続することが想定されます。

パターン B (民間移行)

民間事業者の運営ノウハウを活用できる可能性がある一方、公立施設が担ってきた医療的ケア児への対応や地域子育て支援などの公益的機能については、継続方法を十分検討する必要があります。

また、保護者や地域への影響も比較的大きくなることが想定されます。

パターン C (段階的な役割見直し)

保育需要の推移を踏まえながら、新規園児の受入れを段階的に見直し、在園児には卒園まで保育を提供することで、子どもや保護者への影響を最小限に抑えながら将来的な体制の見直しを進める方法です。

4 事務局の考え方

事務局では、各パターンを比較検討した結果、**パターン C (段階的な役割見直し)**が、本町の現状に最も適した方向性であると考えています。

その理由は次のとおりです。

(1) 少子化・保育需要への対応

将来的な利用児童数の減少が見込まれる中、保育需要に応じた施設運営へ移行する必要があります。

(2) 保護者への影響を最小限にできること

在園児については卒園まで利用できることを前提とするため、急激な環境変化を避けることができます。

(3) 公立施設の役割を維持できること

医療的ケア児への対応、地域子育て支援など、公立施設が担ってきた公益的機能は、町として継続できるよう検討を進めます。

(4) 持続可能な保育提供体制につながること

施設規模や人員配置を保育需要に応じて見直すことで、保育の質を維持しながら持続可能な運営体制を構築することが期待されます。

5 事務局提案(案)

事務局では、次の方針を提案します。

1. 令和9年度入園から町立認定こども園の新規園児募集の対象年齢を制限する。
2. 在園児については卒園まで保育を継続する。
3. 保護者説明会や個別相談を実施し、不安軽減に努める。
4. 毎年度、保育需要や運営状況を検証し、必要に応じて計画を見直す。

第5章 事務局提案(案)～持続可能な保育提供体制の構築に向けて～

1 事務局提案の基本的な考え方

本町では、少子化の進行や出生数の減少に伴い、将来的な保育需要の減少が見込まれています。また、保育士の確保、施設の維持管理、財政負担など、保育施設を取り巻く環境は大きく変化しています。

一方で、保護者アンケートでは、公立認定こども園が担ってきた医療的ケア児への対応や地域子育て支援などの公益的な役割については、今後も継続を望む意見が多く寄せられました。

これらを総合的に勘案し、子どもの最善の利益を最優先としながら、将来にわたり持続可能な保育提供体制を構築するため、事務局では次の方針を提案します。

2 提案内容

(1) 令和9年度入園から町立認定こども園の新規園児募集の対象年齢を制限(現在、在園する最も低年齢クラスまで)する。

令和9年度入園児から新規募集の対象年齢を制限します。

これは直ちに施設を閉園するものではなく、今後の保育需要を踏まえ、段階的に施設の役割を見直すための第一段階として位置付けるものです。

(2) 在園児への保育は卒園まで継続する

現在利用している園児については、卒園まで継続して保育を実施します。

転園を求めることは行わず、子どもの生活環境が大きく変化しないよう十分配慮します。

また、保護者への説明や個別相談を行い、不安の軽減に努めます。

(3) 段階的に施設の役割を見直す

募集制限後は、園児数の推移を見ながら施設運営を見直します。

見直しに当たっては、

- 子どもの最善の利益
- 保護者への影響
- 民間保育施設の受入状況
- 保育需要 を十分考慮しながら進めます。

3 公立施設が担う機能の継承

施設の役割を見直す場合であっても、公立施設が担ってきた公益的な機能は町として継承します。

具体的には、

- 医療的ケア児への対応
- 配慮を必要とする児童への支援
- 地域子育て支援
- 関係機関との連携 について、継続的な実施方法を検討します。

4 保護者・地域への対応

保育施設の見直しに当たっては、保護者や地域住民の理解が不可欠です。

そのため、次の取組を実施します。

(1) 説明会の開催

保護者説明会を開催し、検討内容や今後のスケジュールを丁寧に説明します。

(2) 個別相談の実施

転園に関する相談や、配慮を必要とする児童への対応について、個別相談の機会を設けます。

(3) 情報発信

町ホームページや広報紙などを活用し、検討状況や決定事項を分かりやすく発信します。

5 期待される効果

本提案により、次の効果が期待されます。

- 保育需要に応じた効率的な施設運営
- 保育サービスの質の維持
- 公立施設が担う公益的機能の継続
- 将来にわたる持続可能な保育提供体制の確立

6 今後の進め方

事務局では、本日の協議結果を踏まえ、必要な修正を行った上で、子ども・子育て会議として町長へ答申を行う予定です。

答申後は、町として正式な方針を決定し、保護者や関係者への説明を行いながら、段階的に取組を進めます。

今後のスケジュール(案)

年度	主な取組
令和8年度	方針決定・関係機関との調整・新年度の新規募集の対象年齢制限
令和9年度	保護者説明・個別相談・在園児保育継続
令和10～12年度	園児数の推移を踏まえた段階的な役割見直し
令和13年度以降	保育需要等を踏まえ、最終的な運営体制へ移行

第6章 保護者・園児・地域への配慮と移行支援

1 基本的な考え方

町立認定こども園の将来的な運営方針を見直すに当たっては、子どもの最善の利益を最優先に考え、園児や保護者への影響を最小限に抑えることを基本とします。

施設の運営体制が変わる場合であっても、子どもが安心して成長できる環境を維持するとともに、保護者が不安を抱くことのないよう、丁寧な説明と十分な支援を行います。

また、地域の子育て支援機能についても継続的な提供に努め、地域全体で子どもの育ちを支える体制を維持します。

2 在園児への配慮

事務局案では、令和9年度から新規園児募集を停止することを提案していますが、現在在園している園児については、卒園まで引き続き保育を受けられるよう配慮します。

そのため、

- 保育環境を継続すること
- 担任や保育士との関係性を維持すること
- 子どもの生活リズムを大きく変えないこと

を基本とし、安心して園生活を送ることができるよう支援します。

また、年度途中での転園を求めることは想定していません。

3 保護者への支援

保護者に対しては、検討状況や今後のスケジュールについて、適時・適切な情報提供を行います。

特に、施設のあり方に関する検討は、保護者にとって大きな関心事項であることから、説明責任を果たすことが重要です。

このため、町では次の取組を実施します。

(1) 保護者説明会の開催

方針決定後、保護者説明会を開催し、

- 方針決定の経緯
- 今後の予定
- 在園児への対応 について丁寧に説明します。

(2) 個別相談体制の充実

保護者それぞれの状況に応じた相談に対応するため、個別相談を実施します。

特に、

- 配慮を必要とする児童
- 医療的ケア児
- 転園に不安を抱える家庭 については、関係機関とも連携しながら継続的に支援します。

(3) 情報発信の充実

検討状況や決定事項については、

- 広報紙
- 町ホームページ
- 保護者通知
- 説明会資料 などを活用し、分かりやすく情報提供を行います。

4 公立施設が担う機能の継続

アンケート結果では、公立認定こども園に対して、施設そのものよりも、公立ならではの役割を継続してほしいという意見が多く寄せられました。

町では、施設運営の見直し後も、次の機能について継続・継承を図ります。

- 医療的ケア児への対応
- 配慮を必要とする児童への支援
- 地域子育て支援
- 関係機関との連携

今後は、これらの機能をどのような体制で維持するかについて、引き続き検討を進めます。

5 地域との連携

保育施設は、子どもや保護者だけでなく、地域にとっても重要な子育て支援拠点です。

そのため、施設のあり方を見直す場合には、今まで担ってきた「子育て支援センター」機能継承を検討します。

6 移行スケジュール(案)

時期	主な取組
令和8年度	方針決定・新年度募集年齢制限
令和9年度	保護者説明・個別相談開始・在園児保育継続
令和10～12年度	園児数の推移を踏まえた段階的な役割見直し
令和13年度以降	保育需要に応じた新たな保育提供体制へ移行

第7章 放課後児童クラブ利用料の見直しについて

1 見直しの背景

放課後児童クラブは、保護者の就労等により昼間家庭に保護者がいない児童に対し、安全で安心して過ごせる生活の場を提供するとともに、児童の健全な育成を図る重要な事業です。

本町では、これまで子育て世帯の経済的負担に配慮し、利用しやすい利用料を維持してきました。一方で、近年では人件費や光熱水費、物価の上昇などにより運営経費が増加しています。

また、近隣自治体と比較すると、本町の利用料は低い水準にあり、受益者負担の公平性や事業の持続可能性の観点からも、利用料の見直しについて検討する必要があります。

2 アンケート調査結果の概要

利用料見直しの検討に当たり、放課後児童クラブ利用世帯を対象としてアンケート調査を実施しました。

調査では、現在の利用料に対する評価、利用料改定案への受け止め方、家計への影響、サービスへの満足度、負担軽減策に関する意向などを把握しました。

調査結果の概要

- 現在の利用料については、「適正」と考える回答が最も多かった。
- 利用料改定案については、「高い」「やや高い」と感じる回答が多数を占めた。
- 家計への負担感については、「負担」「やや負担」と感じる世帯が一定数あった。
- 放課後児童クラブのサービスについては、「満足」「概ね満足」とする回答が多かった。
- 負担軽減策としては、「きょうだい同時利用時の2人目以降無償化の維持」を希望する意見が最も多く寄せられた。

自由記述では、

- 急激な利用料引上げには慎重であるべき
- 改定する場合はサービス向上を図ってほしい
- 指導員体制や安全対策を充実してほしい
- 保護者への十分な説明が必要である

といった意見が多く寄せられました。

3 アンケート結果の分析

アンケート結果からは、現在の放課後児童クラブに対する満足度は比較的高い一方、利用料の引上げに対しては慎重な意見が多いことが確認されました。

一方で、放課後児童クラブは保護者の就労を支える重要な社会基盤として認識されており、事業そのものの継続を望む意見も多数見られました。

また、負担軽減策への関心も高く、特に多子世帯への配慮を求める意見が多いことから、利用料改定に当たっては、負担軽減策との組み合わせについても検討する必要があります。

4 事務局の考え方

事務局では、アンケート結果を重く受け止めるとともに、利用者負担の増加に対する保護者の不安に十分配慮する必要があると考えています。

一方で、放課後児童クラブは、保護者の就労等により昼間家庭で適切な保育を受けることが困難な児童を対象とした制度であり、本来必要とする児童が安定して利用できる環境を維持することが最も重要です。

近年は利用ニーズが多様化しており、限られた人的・財政的資源の中で事業を持続可能なものとしていくためには、受益者負担の適正化を図るとともに、制度の趣旨に沿った適正な利用を促進する視点も必要です。

そのため、利用料の見直しは、単なる歳入確保を目的とするものではなく、

- 放課後児童クラブ事業の安定的な運営
- 保育環境の維持・向上
- 指導員の確保と処遇改善
- 本来支援を必要とする児童が継続して利用できる環境の確保

を総合的に実現するための取組として進めることが適当と考えます。

5 利用料見直しの基本的な考え方

利用料の見直しに当たっては、次の点を基本方針とします。

- ① 利用者負担と公費負担の適正なバランスを図ること
- ② 近隣自治体との均衡を考慮すること
- ③ 保護者への急激な負担増とならないよう改定時期・周知期間に配慮する

④ 放課後児童クラブの安定的な運営を確保すること

⑤ 制度の趣旨に沿った適正な利用を促し、本来支援を必要とする児童が安心して利用できる体制を確保する

6 近隣自治体との比較

【近隣自治体との利用料比較】※真岡市、益子町は公設学童がないため民間学童の料金を記載

自治体	月額利用料	7月	8月	年間負担額
市貝町	5,250 円	7,000 円	12,000 円	71,500
芳賀町	8,000 円(おやつ代3,000円込)	8,000 円	8,000 円	96,000
茂木町	6,000 円	6,000 円	6,000 円	72,000
益子町	4,500円～9,000円	4,500円～14,000円	4,500円～20,000円	54,000円～119,000
真岡市	6,000円～11,500円	6,000円～11,500円	6,000円～11,500円	72,000円～138,000
那須烏山市	8,000 円	8,000 円	14,000 円	102,000
宇都宮市	7,600 円+おやつ代	7,600 円+おやつ代	7,600 円+おやつ代	91,200 円+おやつ

※芳賀町は次年度値上げの予定です。

※利用料の他別途諸経費(おやつ代)の負担がある場合があります

比較の結果、本町の利用料は近隣自治体と比べて低い水準となっており、一定の見直しを検討する必要があります。

4 利用料見直しの方向性(案)

事務局では、次の考え方により利用料の見直しを提案します。

- 近隣自治体の平均的な水準を参考とする。

- 多子世帯や低所得世帯への配慮については、現行制度や他制度との整合を図りながら検討する。
- 利用料改定後も、放課後児童クラブを利用しやすい環境を維持する。

5 利用料見直しによる効果

利用料を適正な水準へ見直すことにより、次の効果が期待されます。

- 放課後児童クラブ事業の安定的な運営
- 指導員等の処遇改善や人材確保
- 保育環境の維持・充実
- 利用者負担の公平性の確保
- 将来にわたる持続可能な放課後児童健全育成事業の実施

なお、見直しによって得られた財源については、児童の安全確保や保育環境の充実など、利用者サービスの向上につながるよう活用することを基本とします。

6 今後の進め方

利用料の見直しについては、本会議でいただいたご意見を踏まえ、必要な修正を行った上で、町として正式な方針を決定します。

その後は、保護者への十分な周知期間を設けます。

また、利用料改定後も利用状況などを把握し、必要に応じて制度の見直しを行います。

第8章 今後の進め方及び町長への答申(案)

1 これまでの検討結果

第1回及び第2回子ども・子育て会議では、本町の保育を取り巻く現状や課題、保護者アンケート結果、公立認定こども園の役割、放課後児童クラブ利用料の見直しなどについて協議を行いました。

本町では、少子化や人口減少の進行に伴い、将来的な保育需要の減少が見込まれる一方、公立認定こども園には医療的ケア児への対応や障害児保育、地域子育て支援など、公立施設ならではの公益的な役割が期待されていることが確認されました。

また、保護者アンケートでは、公立施設の役割を維持してほしいという意見が多く見られる一方、保育サービスの継続や保護者への十分な説明を求める意見も多く寄せられました。

これらの状況を総合的に勘案し、将来にわたり持続可能な保育提供体制を構築するための方向性について検討を行いました。

2 子ども・子育て会議としての基本的な考え方

本会議では、子どもの最善の利益を最優先に考え、次の事項を基本として町へ提言することが適当であると考えます。

- 保育の質を維持し、子どもが安心して成長できる環境を確保すること。
- 公立認定こども園が担ってきた公益的な役割を継続・継承すること。
- 保護者や地域住民に対し、丁寧な説明と情報提供を行うこと。
- 少子化や保育需要の変化を踏まえ、持続可能な保育提供体制を構築すること。
- 放課後児童クラブについても、事業の継続性と利用者負担の公平性を考慮しながら運営すること。

3 町長への答申(案)

本会議では、次の事項について町長へ答申することを提案します。

(1) 町立認定こども園について

町立認定こども園については、少子化の進行や保育需要の変化を踏まえ、令和9年度から新規園児の募集に年齢制限を設け、在園児への配慮を前提とした段階的な役割の見直しを進めることが適当と考えます。

ただし、見直しに当たっては、公立施設が担ってきた医療的ケア児への対応、障害児保育、地域子育て支援などの公益的な機能について、継続・継承が図られるよう十分配慮することを求めます。

(2) 保護者・地域への対応について

施設のあり方を見直す場合には、保護者や地域住民に対し十分な説明を行い、理解を得ながら進めることを求めます。

また、在園児への影響を最小限に抑えるため、卒園まで安心して利用できる環境を確保するとともに、必要に応じて個別相談や転園支援などを実施することを求めます。

(3) 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブ利用料については、近隣自治体との均衡や事業の継続性を踏まえ、利用者負担の適正化を図ることが適当と考えます。

なお、利用料の見直しに当たっては、多子世帯や低所得世帯への配慮を行い、急激な負担増とならないよう十分な配慮を求めます。

4 今後のスケジュール(案)

時期	内容
令和8年度	子ども・子育て会議、答申(案)の取りまとめ
令和8年度	町長への答申
令和8年度	(方針決定後)新規園児募集の年齢制限に向けた準備
令和9年度	町立認定こども園新規園児の制限(事務局案)・保護者説明・個別相談
令和9年度以降	在園児への保育継続、段階的な役割見直し、公立機能の継承
毎年度	保育需要・利用状況の検証と必要に応じた見直し

5 おわりに

子ども・子育て支援は、町の将来を支える重要な施策です。

保育施設のあり方については、施設の存続や運営方法だけでなく、子どもや保護者が安心して利用できる環境を将来にわたり維持することが最も重要です。

本会議では、人口減少や保育需要の変化という社会情勢を踏まえつつ、公立認定こども園が担ってきた役割を将来へ継承し、持続可能な保育提供体制を構築することが必要であるとの認識を共有しました。

今後、町においては、本答申を踏まえ、保護者や地域住民への丁寧な説明を行いながら、子どもの最善の利益を最優先とした保育行政を推進されることを期待します。